

09 厚生労働省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁	
0920010	外国人単純労働者における企業内転勤の一部自由化	労働基準法第13条、最低賃金法第4条	労働基準法及び最低賃金法は、事業又は事務所を使用される者で賃金を支払われる者に適用されるものであり、日本国内の事業場で働く労働者については、外国人であるか否かにかかわらず、最低労働条件として担保されるべきものである。		国内に本社があり、外国に現地工場を有する企業において、外国人単純労働者の国内事業所への企業内転勤の一部自由化を推進する。	現在出入国管理及び難民認定法の企業内転勤においては、高度な技術者等のみの在留資格を認めているが、これからは外国人の良質な単純労働者(中級技術者)を、国内に一定条件のもとに法的に受け入れる必要があると考えられる。そのため、現地事業所で6ヶ月以上勤務した者に対して、国内事業所への転勤を原則自由化するべきである。企業が国内に生産拠点を分散分庁することにより、流通コストの削減と国内での設備投資及び流通が増え再活性化につながる効果がある。またそれに伴う国内の労働市場への影響については、法的に特定工場の中でだけ実施され(労働基準法・最低賃金法の除外)、一般国民とは区別されるので国内への影響は皆無と予想される。治安に關しても、研修生制度と違い現地ブローカーの介在がなく、現地事業所の勤務成績により企業責任で転勤が実施されるとされるので、影響はないと思われる。	C	I	労働基準法及び最低賃金法は、適切な労働条件確保のため、労働条件の最低基準を定めており、これは外国人であるか否かにかかわらず、日本国内の事業場で働く労働者について、最低労働条件として担保されるべきものである。したがって、国内事業場で働く外国人労働者について労働基準法・最低賃金法を適用除外とし、保護の対象外とすることは適当ではない。また、国内の労働市場への影響は皆無とすることであるが、専門的・技術的に認められていない外国人単純労働者の受入れは、労働市場の二重構造化とともに、労働条件等の改善を妨げ、ひいては求人充足・人材確保を阻害する懸念もあり、我が国の労働市場に影響を及ぼすと考えられる。よって、御要望にお応えすることはできない。					1 0 0 1 0 0		個人	青森県	法務省 厚生労働省	
0920020	介護サービス事業者の人員基準の緩和による介護ボランティアの活用	介護保険法第78条の4第1項、第80条第1項等	介護施設や居宅サービス等において、必要な人員基準上の人員として配置される者は、当該施設・事業所の「従業員」であることとされている。		介護保険制度の求める一定水準以上のサービス提供が確保できると認められる場合には、人員基準上の介護職員に代わり介護ボランティアを活用できるように人員基準を緩和する。	介護ボランティアの具体的な活用事例 ①介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む) ②介護職員(生活支援業務を担う常勤職員)1人に代わり、介護ボランティアが常勤換算で3人配置することによって、当該人員の削減分を、他の職員の処遇向上やケアの質の向上対策に充ち、効率的なケアの質の向上につながる。 【サービスの質の確保及び介護ボランティアの安定供給対策】 ・地域支援事業の活用により、介護ボランティアの安定供給を図る ・介護ボランティアは、一定の介護業務を数割付け、事業者の指示に従うよう誓約を求める(当然ながら、介護ボランティアの自由意思に基づくもの) ・介護ボランティアは生活援助系の介護サービスを中心に担う ・事業者には、事故等が発生した場合のための保険加入を義務付ける ・定期的にサービスの質について確認を行う	C	I	○介護保険制度においては、確実かつ継続して質の高いサービスを提供することが求められており、これは介護保険施設や居宅サービス事業所等(以下「施設等」という。)が基準を満たすことにより担保されているところである。 ○施設等においては、確実かつ継続してサービスを提供する義務がある。このため、施設等においては、従業員が使用者(管理者等)の指揮命令下でサービスを提供することにより、確実かつ継続した質の高いサービスを提供する体制が確保される必要がある。 ○ご提案のボランティアについては、あくまでも自発的な活動であることから、従業員とは異なり使用者の指揮命令下になく、従業員と同じ責任や義務を負わせることはできず、同様の取り扱いはできないものと考えられる。このため、従業員を配置した場合と同様の質の高いサービスの提供が担保できないものと考えられることから、施設等の最低限必要な人員として位置付けることは適当と考える。					1 0 0 5 0 1 0		愛媛県	愛媛県	厚生労働省	
0920030	病腎移植を中四国地域で保険診療として認める。	健康保険法76条第2項・診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)	病腎移植は保険診療として認められていない。		病腎移植を生体腎・献腎に次ぐ第3の移植として推進するため、次の内容の臨床研究を推進する。 ○次の特区の修復腎移植は保険診療として認め、 1. 中四国地域を中心とする複数の県(愛媛県、香川県、広島県(注)を特定として、各県臓器バンクが連携して、腎提供施設(片腎の全摘出となる腎疾患患者の治療施設)と特区内腎移植施設ネットワークを構築する。 2. 公正なレシピエント選定や、ドナーやレシピエントへのインフォームドコンセント等の第三者確認を特区内の各県配置の移植コーディネーターが支援する。	修復腎移植は愛媛県を中心として、市立宇和島病院ほか3病院で保険診療として実施されてきたが、いわゆる病腎移植移植の結果、現時点では臨床研究として認められ、保険診療が認められていない。また、臨床研究の動きは徳洲会グループに限定されている。臨床研究の医療費は研究機関が患者の負担となり、負担の大きさが臨床研究自体の継続が困難なほか、広域ネットワークを構築しなければ提供側の確保は難しいことから、特区の修復腎移植は保険診療として認め、認定した修復腎移植ネットワークによる広域の臨床研究を行うことが必要。	C	III	新種の医療技術の保険適用については、学会等からの御提案に基づき、中堅協において安全性・有効性等の科学的エビデンスに基づき検討を行うこととなる。いわゆる病腎移植についても同様の手続きにより保険適用の可否を検討することとなるが、現時点では安全性・有効性等の科学的なエビデンスが確認できないため、保険適用することは困難である。					1 0 0 8 0 1 0		NPO法人移植への理解を求める会	愛媛県	厚生労働省	
0920040	病床過剰地域において病床を設置する際の医療法適用除外等	医療法第30条の4第7項及び第30条の11、医療法施行令第5条の4、医療法施行規則第30条の22の2第1項	既存病床数が基準病床数を超える地域(病床過剰地域)では、都道府県は、病院開設・増床に対して、中止を勧告している。		病床過剰地域において病院の病床を設置しようとする場合は、その対象を医療法施行規則に掲げる特例病院に限って、かつ厚生労働省の同意を得た場合にのみ設置が可能である。しかし、地域において必要とされる病床機能は個々の実情に応じて異なるものであり、国の統一基準により、地域に必要な病床の過剰適切な配置が阻害されている。このため、特例病院の基準を都道府県において設定可能とするよう改め、特例病院設置に当たって厚生労働省の同意を要するとする医療法の規定を適用除外とする。	我が国は、諸外国に比べて、人口当たりの病床数が多く、病床当たりの医師数が少ない状況にあり、医師の不足・地域偏在、地方の医療機関の規模縮小や廃院等が問題となっている。都道府県が特例病院の基準を自由に設定できるものとし、都道府県が病床過剰地域において特例病院の設置に対する許可を行うに当たり、厚生労働大臣の同意を不要とするものとした場合には、既に病院が過剰となっている地域において医療機関や病床が更に増加し、他の地域の医師が当該地域に集まり、他の地域の医療機関の規模縮小や廃院につながるおそれがあるため、「病床過剰地域において病床を設置する際の医療法適用除外等」を行うことは困難である。	C	I	厚生労働大臣の同意を不要とした場合には、他の地域の医療機関の規模縮小等につながるおそれがあるとの意見は、推論の域を出ない。今回の提案は、病床過剰地域であること念頭に置いて、地域の喫緊の問題を解決するための必要最小限の増床を想定しており、無条件な増床とは異なる。医師不足等の問題は、医師確保対策として別に論ずべき問題であり、これを理由として、厚生労働大臣の同意を不要とすべきかを論ずるべきではない。現在、特例病院設置に係る大臣協議は増床の期間を要しており、病床の過剰適切な整備に支障を来す場合がある。以上を踏まえ、病床過剰地域における過剰適切な病床の設置に関し、さらなる御検討をいただきたい。					1 0 0 7 0 0 1 0		埼玉県	埼玉県	厚生労働省	
0920050	農地の保全を目的とする事業者に対する一般労働者派遣事業の規制の緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条	一般労働者派遣事業を行う場合は、労働者派遣法5条に基づき、厚生労働大臣の許可が必要である。		厚生労働大臣の許可を要することとされている一般労働者派遣事業について、地域農業の維持、農地の保全等を目的に農作業の委託を行う者として農林水産大臣の認定を受けたものは、厚生労働大臣へ届け出ることにより一般労働者派遣事業を行うことができる。	高齢化と後継者不足により農作業に支障を来している農家の求めに応じ、登録した会員を派遣し農作業に活用できるシステムを整備することにより、耕作放棄地の発生を抑制し、良好な農業環境と地域農業の維持を図る。 本事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に定める一般労働者派遣事業に該当し、厚生労働大臣の許可を要することとなるが、地域農業の維持を図るため、農林水産大臣の認定を受けた事業者については、シルバー人材センターと同様に、厚生労働大臣への届出で足りることとする。 提案理由: あわら市には、国営農地開発事業で整備した約600haの耕作地があるが、労働人口の高齢化・後継者不足等により、約3割に当たる200haが休耕地・荒廃している状況である。登録会員による農作業受委託の制度を整備することにより、耕作放棄地の発生を抑制し、良好な農業環境と地域農業の維持を図るものである。	C	I	○一般労働者派遣事業は、派遣する期間に限って派遣労働者を雇用するなど、特に派遣労働者の雇用の安定が確保されず、派遣労働者の保護に欠ける事象等が生ずるおそれ大きいものである。このため、一般労働者派遣事業を的確かつ安定的に遂行するに足る財政的・組織的基礎など一定以上の事業遂行能力を有する農業者等を対象に、事業を許可制としていることである。 ○仮に、事業者が地域農業の維持に貢献するという所管大臣(農林水産大臣)の認定を受けたとしても、そのことをもって実際に労働者派遣に従事する労働者の雇用の安定が図られているというとはできないことから、緩和は困難である。						1 0 1 8 0 1 0		あわら市	福井県	厚生労働省





09 厚生労働省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁
0920160	保育所実地検査特区	児童福祉法施行令第36条	都道府県知事は、当該職員をして、1年に1回以上、園以外の者の設置する児童福祉施設が法第45条第1項の規定に基づき定められた最低基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。		保育所に対する実地検査の頻度について、実態に応じて県が独自に設定するもの	【実施内容】 保育所に対しては「年一回以上の実地検査を実施することが求められているが、質の高い保育サービスが提供され、相当以前から良好に運営されていると認められる保育所について、隔年の実地検査、また書面検査を導入する。 【提案理由】 ・ 保育所に対する指導監査は自治事務であり、その運用は県に委ねられていること ・ 本県の場合、220の保育所に対して年一回以上の実地検査を実施しているが、大半の保育所は、最低基準に抵触するような事例はほとんど無いこと ・ 実地検査のための人員・時間的コストが負担となっていること ・ 書面監査でも対応可能な項目(健康診断、検便等)があること ・ 運営主体の社会福祉法人については、「隔年の実地検査」としていること	C	II	児童福祉施設の実地検査については、関係法令等に照らし当該施設の最低基準が遵守されているかどうかを決定するとともに、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保することを目的としている。そのため、年1回の定期的な実地検査が必要であり、御指摘のような特区制度による取組を行うことは適切ではない。		C	II			佐賀県	佐賀県	厚生労働省	
0920170	幼稚園教諭免許・保育士資格相互みなし特区	児童福祉法、児童福祉法施行規則	保育士の資格を取得するには、指定保育士養成施設において所定の単位を取得して卒業するか、都道府県の実施する保育士試験に合格する必要がある。 保育士試験の受験資格は、短大2年以上の専門学校の卒業、大学に2年以上在籍及び高校卒業後児童福祉施設で2年間の勤務などとなっている。		幼稚園と保育所における教諭免許と保育士資格を同一のものとする	【実施内容】 幼稚園において「保育士資格を幼稚園教諭免許」とみなし、保育所において「幼稚園教諭免許を保育士資格」と相互にみなすことで、地域における人的資源の活用を図る。 なお、認定こども園に準じて、対象園児は3歳以上とし、みなし期間は3年間(特別の事情がある場合は6年間)とする。 【提案理由】 ・ 3歳児以上を園児とする幼稚園と保育所との教育・保育プログラムに大きな差は無く、認定こども園では、その両者も広く運営されていること ・ 幼稚園においても、預かり保育や子育て支援などの充実に伴い、保育士の配置が求められていること ・ 幼稚園の園児数減に伴い、幼稚園教諭免許保有者が過剰になる一方で、保育所の保育士不足が深刻な問題となっていること	C	I	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日 少子化社会対策会議議決定)において、幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供することも園(取組)として機能一体化することとしており、その一環として、資格の共通化についても併せて検討を進めていくこととしている。したがって、現段階において御指摘のような特区制度による先行した取組を行うことは適切ではない。 なお、保育士資格と幼稚園教諭免許については、非互換性を確保し、保育士資格を保育士として対応できるようにするため、平成23年度より保育士の養成課程を貫通するとともに、平成21年度から、幼稚園教諭免許所有者が保育士試験を受験する際に、科目の一部を免除する等の措置を講じることにより、両資格の併有を促進する取組を実施している。		C	I			佐賀県	佐賀県	文部科学省 厚生労働省	
0920180	地域子育て支援拠点事業を実施する社会福祉法人の評議員会設置及び経理区分設定の適用除外特区	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付付局長連発通知) 「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年3月30日厚保発13号 厚生労働省児童家庭局保育課長通知)	保育所を運営する社会福祉法人が地域子育て支援拠点事業を実施する場合、評議員会設置と経理区分設定の適用を除外するもの		地域子育て支援拠点事業を実施する場合における、評議員会設置と経理区分設定の適用を除外するもの	【実施内容】 保育所を運営する社会福祉法人が地域子育て支援拠点事業を実施する場合について、評議員会の設置と経理区分設定の適用を除外することで、事業者の負担軽減を図るとともに、事業の促進を図る。 【提案理由】 ・ 地域子育て支援拠点事業については、平成21年4月施行の法改正により、第二種社会福祉事業として位置付けられ、平成24年3月31日までに評議員会の設置と保育所会計と区分した会計処理が求められているが、事業者側の事務負担が大きいこと、事業の促進が損なわれる恐れがあること ・ これに伴い事業者実施者が減ること、在宅で子育てをしている家庭への支援が停滞することが懸念されること	B-1	IV	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」(平成22年6月2日 構造改革特区区域推進本部決定)において、保育所を運営する社会福祉法人が一時的に事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用除外とすることで、全国的措置で対応することとしているが、ご要望の地域子育て支援拠点事業についても同様に適用除外とすることで、全国的措置で対応することとする。		B-1	IV			佐賀県	佐賀県	厚生労働省	
0920190	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様な自治体の制度創設	雇用保険法第13条第1項 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第22条	雇用保険の受給資格を得るためには、被保険者であった期間のうち、賃金の支払いの対象となる日が11日以上ある月が原則として継続2年間のうち12ヶ月以上必要。 なお、国と民間企業との間の人事交流における雇用保険との関係では、以下の特例措置が設けられている。 ①受給要件の緩和の対象とすることにより、交流採用後一定期間経過後に交流先企業を離職した場合においても基本手当の受給資格を得ることが可能。 ②交流採用職員として国に雇用されている期間は、交流先企業から賃金が支払われず、雇用保険料も納付されないことが例外であることから、基本手当の所定給付日数の算定基礎期間から除外する。		次の事項について、透明性・公開性を確保した公正な手続きのもとで行うための制度を創設する。 【交流派遣】 民間企業等に派遣された地方公務員が、派遣期間中、地方公務員の身分を保有しながら、民間企業等から給料を受けることができるようにする。 【交流採用】 任期付職員として採用される者は、地方公務員法が適用されることから、企業を離職しなければならない。 そのため、雇用保険が適用されないこととなり、任期満了後に元の企業に復職し、その後失職した場合ハラスが增大すること、また、派遣元の企業の退職金を受領するためには、派遣先企業の社内規則等を変更しなければならないことなど、採用される者に不利が生じる。そのような不利益が生じる任期付職員制度での採用は、民間企業の協力が得られにくい。(具体的実施内容) 【人事委員会の関与】 人事交流に関して人事委員会が関与する範囲は、各地方公共団体が、状況に応じて定めるものとする。	社会情勢がめまぐるしく変化している現代において、民間企業を持つ市場ニーズの把握手法やブランド戦略、効率的な経営手法を活かすとともに、民間企業から見た行政規制等の課題を把握すること等により、地域の現状に応じた行政経営を効果的かつ機動的に行っていくことが必要である。 【提案実現の支障となっている制約】 【交流派遣】 民間企業等からの要請に基づき、地方公務員を派遣する場合、地方公務員法第35条(職務専念する職務)及び第38条(営利企業等の従事制限)が適用されるため、派遣先民間企業等で業務に従事する地方公務員は、民間企業等から給料を受けることができない。 【交流採用】 任期付職員として採用される者は、地方公務員法が適用されることから、企業を離職しなければならない。 そのため、雇用保険が適用されないこととなり、任期満了後に元の企業に復職し、その後失職した場合ハラスが增大すること、また、派遣元の企業の退職金を受領するためには、派遣先企業の社内規則等を変更しなければならないことなど、採用される者に不利が生じる。そのような不利益が生じる任期付職員制度での採用は、民間企業の協力が得られにくい。(具体的実施内容) 【人事委員会の関与】 民間企業等との公的手続きや交流派遣される職員に関する派遣先企業との取決めの締結は、各任命権者で行うこととし、人事委員会には、交流基準の策定等、人事交流の適正な実施を確保するための最小限の事務を処理することとするなど、各地方公共団体の状況に応じて、人事委員会が関与する範囲は、条例等で定めることとする。	C	I	国と民間企業との間の人事交流については、官民人事交流法において、交流派遣・交流採用についての取組が制度上整備されており、交流採用の際には雇用保険の受給要件の緩和の対象としているところである。しかしながら、地方と民間企業との人事交流については、交流派遣・交流採用についての制度上の整備がされておらず、そのような段階で雇用保険についてのみ対応することは困難である。		C	I			佐賀県	佐賀県	総務省 厚生労働省	
0920200	Smart Wellness City実証研究特区	高齢者の医療の確保に関する法律第16条	個人情報の第三者への提供については、個人情報保護法の規定に基づき取り扱っている。		市民の健康状態を適切に把握するため、健康保険組合等に対し、当該市域に居住する組合員に係る医療費データを請求することを可能とする	市民の健康状態を適切に把握するため、現在保険者が集めており、市町村単位での集計がなされていない医療費データについて、当該市域の組合員が多数いると考えられる健康保険組合、健康保険組合連合会及び全国健康保険協会に対し、当該市域の住民に係る医療費データ(匿名化されたデータ)を請求することが可能となるよう措置された。 具体的には、市の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された医療費データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、被保険者の同意も不要である旨について保険者に通知された。 加えて、市民の健康状態を把握するための一定の体制を整えている地方公共団体として、保険者がデータ請求に対応しやすい環境、その旨について国として調査・公表された。	D	-	現行の健康保険法では、地方自治体が、健康保険組合及び全国健康保険協会に対し、匿名化された医療費データの提供を求めることについて規制していない。また、個人情報保護法でも、特定の個人の識別ができない医療費のデータ(個人情報保護法第2条の個人情報に当たらないものを)を地方自治体が健康保険組合及び全国健康保険協会に求めることを規制していない。したがって、通知で周知するまでもなく、地方自治体がこれら医療費のデータの提供を求めることは制限されていない(健康保険組合及び全国健康保険協会がデータを提供する義務もない)。 なお、厚生労働省においては、高齢者の医療の確保に関する法律第16条の規定に基づき、医療費適正化計画の作成等に資する調査・分析を行うことを目的として、平成21年4月診療からレセプト情報を匿名化した上で収集し、データベースの構築を進めているところであるが、これらのデータについて、医療サービスの質の向上等に資するものであれば、他の目的によるデータ利用を制限することはかえって適当でないことから、有識者による検討会を設置し、その議論を踏まえ平成22年度中にデータの活用ルールを決定し、平成23年度の早期にはデータ利用の申請を受け付け、有識者による個別審査を経た上でデータの提供を可能とする方向で検討を進めている。		D	-			伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省 消費庁	



09 厚生労働省 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	社立提案・精選提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0920260	認可保育所待機児童に対する保育パウチャー制度	児童福祉法 第24条、第39条第1項	保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。保育の実施を希望する保護者は、入所を希望する保育所を記載した申込書を市町村に提出する。		「保育に欠ける」要件を満たしていても、認可保育所に入所できず、心を通ずる代替施設を利用する際に、認可保育所利用時と同様に、公的支援を実施する。	①現状 保育所整備が進む中、大阪府における保育所利用児童数は年々増加しているが、一方で府内においては依然として、一定数の待機児童が発生している。 ②問題点 国においては、保育に欠ける要件を満たす児童のうち、認可保育所に通う児童に対しては、施設への運営負担金という形で公費負担を実施しているが、認可外保育施設等の代替サービスを利用する児童に対しては、公費負担を行っておらず、保育に欠ける要件を満たしているにも関わらず、認可保育所利用児童と待機児童の間に不公平が生じている。 ③解決策 一定要件を満たす認可外保育施設の利用、ベビーシッター制度の活用及び一時預かり事業、保育ママ制度の活用等に關し、保育サービスに限定したパウチャー券を支給する。また、保護者負担金及び公費負担(国・府・市町村)の割合は認可保育所運営負担金と同様とする(保護者負担金は約37%、その他の公費負担部分の負担割合は国:府=2:1、パウチャーの金額は、利用する代替サービスの種類に応じて変動、今後市町村等と調整) ④効果 待機児童の解消を図るとともに、保育に欠けながらも、公費負担を享受できない児童の間の不公平感を解消することができる。 ※国においては、内閣府に取られた「子ども・子育て新システム検討会議」の中で新たな保育制度が議論されており、また、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においても、幼児一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革など、保育施策の充実が明記され、「保育に欠ける要件の撤廃・全ての就学前児童に対する保育サービスの提供」が検討されている。	E	I	パウチャー制度については、当然に予算措置に伴うものであり、「構造改革特区提案」の趣旨には馴染まないものと考え。また、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」(平成22年6月29日 少子化社会対策会議決定)において、給付内容について、幼児一時給付(仮称)として、こども園(仮称)への給付を始め、小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業者内保育サービス等の多様なサービスに対する給付としている。また、給付の仕組みとしては、その利用に対し、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)としている。これは、現行の認可保育所以外の多様な保育サービスの利用者に対しても給付する仕組みである。そのため慎重な検討が必要であり、現段階において、御指摘のような特区制度による取組を行うことは適切ではない。		国が示した「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」において、給付の仕組みとしては、利用したサービスの費用を確実に保障する仕組み(利用者補助方式)が検討されている。 大阪府においては、府内市町村と連携し、認可保育所の創設・増設の設置促進に取り組んでいるものの、依然として待機児童がおり、保育に欠ける要件を満たしながらも、認可保育所が利用できず、代替施設を利用する児童が存在し、公費が支給されていない。 このため、新たな制度が開始されるまでの間、一定要件を満たす認可外保育施設の利用、ベビーシッター制度の活用等、保育サービスに限定したパウチャー券を待機児童の保護者に支給し不公平感を解消する。		パウチャー制度については、当然に予算措置に伴うものであり、制度に特例を設けることのみで措置することはできない。 また、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障するとされている。 今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づき給付内容について検討することとされており、現段階において、ご指摘のような特区制度による取組を行うことは困難である。			大阪府	大阪府	厚生労働省
0920270	地域子育て支援拠点事業を実施する社会福祉法人の評議員会設置及び経理区分設定の適用除外特区	「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付付局長通達通知) 「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(平成12年3月30日児保発19号 厚生労働省児童家庭局保育課長通知)	保育所を運営する社会福祉法人が地域子育て支援拠点事業を実施する場合、評議員会設置と経理区分の明確化が必要となっている。		社会福祉法人が運営する保育所が「地域子育て支援拠点事業」を行う場合の、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用除外	①現状 「地域子育て支援拠点事業」が第2種社会福祉事業と位置づけられた(H21.4-)により、保育所を運営する社会福祉法人が「地域子育て支援拠点事業」を行う場合、評議員会の設置及び経理区分の明確化が必要となっている。(法改正を受けて、厚生労働省保育課「保育所での事業実施を対象とするよう」申し入れた結果、法施行から3年間の経過措置を設けられた経緯あり) ②問題点 評議員会の設置及び経理区分の明確化にかかる事業者側の負担(評議員の人道、経理区分の明確化にかかる事務費の発生等)が大きい。実施をためらう事業者が多く(一時預かり事業・H20年度実施19箇所⇒H21年度136箇所、地域子育て支援拠点事業・H20年度実施163箇所⇒H21年度167箇所)地域の子育て支援活動の停滞につながる懸念がある。 ③解決策 保育所を運営する社会福祉法人が「地域子育て支援拠点事業」を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用を除外する。 社会福祉法人が積極的に「地域子育て支援拠点事業」に取り組むことにより、地域における子育て支援が充実する。 ※第2種社会福祉事業である「一時預かり事業」に関する同様の提案(提案者:埼玉県、横浜市)においては、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用除外が認められ、特区ではなく、全国展開が可能とされている。(H22年度中に対応予定)	B-1	IV	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」(平成22年6月2日 構造改革特別区域推進本部決定)において、保育所を運営する社会福祉法人が一時的に事業を行う場合については、評議員会の設置及び経理区分の明確化の適用除外とすることで、全国的措置で対応することとしているが、この要請の地域子育て支援拠点事業についても同様に適用除外とすることで、全国的措置で対応することとする。			B-1	IV			大阪府	大阪府	厚生労働省
0920280	家庭的保育事業(保育対策等促進事業)における要件緩和	〇児童福祉法第34条の14、34条の15、34条の17 〇家庭的保育事業の実施について(平成21年10月30日 児保発1030第2号)	事業の実施基準 (1)実施場所・設備基準 ①乳幼児の保育を行う専用の部屋を有すること ②乳幼児の保育を行う部屋は、その面積が9.9㎡以上であって、採光及び換気の状況が良好であること。ただし、3人を超えて保育をする場合には、当該部屋の面積は、3㎡を超え児童1人につき、3.3㎡を加算した面積以上であること (2)配置基準 保育する乳幼児の数は3人以下であること。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者(市町村が実施する研修を終了したものに限る。)とともに保育する場合には、5人以下であること。		〇面積基準の撤廃 〇保育者配置基準の撤廃	①現状 保育所整備が進む中、大阪府における保育所利用児童数は年々増加しているが、一方で府内においては依然として、一定数の待機児童が発生している。 ②問題点 職員の待機児童解消策である家庭的保育事業について、待機児童が発生している都市部の市町村において、保育ママの自宅等に面積基準を満たす保育所を確保することが難しく、事業普及の障壁となっている。 ③解決策 面積基準専用の部屋を有し、面積が9.9平方メートル以上の撤廃 ・保育者配置要件の基準 ⇒実施主体である市町村が、地域の保育ニーズ及び保育実施環境を確認の上、定めることとする。 ④効果 保育場所の確保が容易になることにより、保育ママの担い手が増加し、市町村における家庭的保育事業の普及が進み、地域の多様な保育サービスの提供に資するとともに、待機児童解消及び就労機会の拡大につながる。 ※国においては、内閣府に取られた「子ども・子育て新システム検討会議」の中で新たな保育制度が議論されており、また、6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においても、幼児一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革など、保育施策の充実が明記され、「保育に欠ける要件の撤廃・全ての就学前児童に対する保育サービスの提供」が検討されている。	C	I	家庭的保育事業については、「家庭的保育の在り方に関する検討会報告書」(平成21年3月31日)において、これを利用する乳幼児の健全な育成が図られ、その福祉を増進する観点から、面積基準については、現行の児童福祉施設最低基準を基に策定し、また保育者の配置基準については保育士又は看護師に限定されていたが、平成22年4月からは、一定の研修を修了し、市町村長の認めた者も従事できることとしたところである。 面積基準や保育者の配置基準については、家庭的保育事業において、子どもの健やかな育ちを保障する役割に重要な影響を及ぼすものであることから、一定の員の確保が必要であり、基準の撤廃はできない。		都市部の待機児童が急増し、家庭的保育事業の普及が急務となっているが、保育ママの自宅等に面積基準を満たす保育場所の確保が困難であり、事業普及の障壁となっている。これが定めた「地方分権改革推進計画」において、認可保育所について「東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、地方自治体が合理的な目的の説明責任を負い事例で定める」とされていることに関し、国で一律の面積基準を撤廃し、市町村の判断に委ねることは可能と考える。市町村へ委ねることが困難な場合でも、認可保育所や一時預かり事業と同様に、1人あたりの面積基準とするなど、現行の面積基準を緩和されたい。		認可保育所における面積基準は、入所定員について最低の基準があることから、一人当たりの面積基準となっている。家庭的保育事業は児童一人から預かる事業であるため、これを利用する乳幼児の健全な育成が図られ、その福祉を増進する観点から、検討会での議論の結果、9.9㎡以上である程度面積を確保の原則としており、これ以上狭い場所での保育の実施を容認するのは困難であると考える。 なお、実施基準に定められている保育を行う専用の部屋(以下、「専用室」という。)については、当該事業は家庭で行う事業であるため他の家族の居室と異なる場所を求められているものであり、保育時間以外に寝室として使うことなどを妨げるものではない。また、国庫補助要綱上、保育者の子どもを含めて児童を保育可能な人数を定めていることから、保育者の児童が専用室にいても妨げではない。専用室であることの規定が、事業普及の障壁と判断される恐れを排除するため、平成23年度以降の国庫補助要綱に専用室の考え方について記述を加えることとする。			大阪府	大阪府	厚生労働省